

令和5年度 第2回三重県特定（産業別）最低賃金専門部会議事録
（ 電気機械器具製造業 ）

- 1 開催日時 令和5年 10月2日（月） 13時30分～15時20分
- 2 開催場所 津市島崎町 327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 公益代表 | 恒岡 純子 | 前田 茂樹 | 三好 正人 |
| 労働者代表 | 浅野 啓介 | 小畑 彰彦 | 東 剛寛 |
| 使用者代表 | 大西 宏弥 | 倉光 優次 | 松山 佳史 |

4 議題

（1）金額検討について

5 開 会

（指導官）

それでは、定刻になりましたので、只今から、令和5年度第2回三重県電気機械器具製造業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、全員出席していただいております。

従いまして、この部会は、最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たし、有効に成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

これより議事に入りますが、議事進行につきまして部会長よろしく願いいたします。

6 議 事

（1）金額検討について

（部会長）

委員の皆様には、本日はお集まりいただきまして、お忙しい中ありがとうございます。

本日から議論を始めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

この専門部会の進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

特定最低賃金は、労使のイニシアティブにより、特定最低賃金が必要と認められた業種について設定しているものです。あくまで労使のイニシアティブ発揮というところで、全会一致の白丸での結審を目指したいと思います。公益全員はそのように思っておる次第ですのでどうぞよろしく願いいたします。

先日の合同部会におきましては、予備日を含めて、第4回までの開催日程を決めたところですが、出来るだけ早い時期に具体的な数字を頂戴いたしまして、合意点を見出していければと思います。なにとぞ皆様のお力添え、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

今日から、具体的な議題の金額検討に入っていくわけですが、その前に、事務局からお手元の資料について説明をさせていただければと思います。事務局よろしく願いしたいと思います。

(指導官)

はい、それでは私の方から、前回、第1回合同専門部会の時に配布し、説明をさせていただきましたので、本日の資料はそれにプラスということで簡単ではありますが、ご説明をさせていただきたいと思います。

- ① お手元に配らせていただいた資料1をご覧くださいと、「三重県の一般職業紹介状況」で一番新しいものを付けさせていただきました。

令和5年8月の状況のものです。

有効求人倍率（季節調整値）にきましては1.25倍で、前月を0.02ポイント下回っております。

- ② 次に、資料2をご覧ください。

「最近の東海財務局管内の経済情勢」です。総括判断は、今回（5年7月判断）で「緩やかに回復している」となっており、総括判断の要点としては、「個人消費は、緩やかに持ち直している。生産活動は、回復しつつある。雇用情勢は、緩やかに改善しつつある。」となっております。

- ③ 次に、資料3は、「経済調査月報（2023年9月）」（一般社団法人 中部経済連合会）で、概況（全体感）は、「当地域の景気は、緩やかに持ち直している。」「生産動向は、生産用機械は弱含み、電子部品・デバイスが緩やかに減少しているものの、主力の輸送機械が生産回復により緩やかに持ち直していることなどから、全体として緩やかに持ち直している」との判断。「需要動向は、個人消費は、緩やかに持ち直している。設備投資は全産業で前年度を上回る計画となっている。住宅投資は新設住宅着工戸数が5ヵ月連続で前年同月を下回った。輸出は、17ヵ月連続で前年同月を上回った。雇用は、有効求人倍率が7ヵ月ぶりに上昇した。」「先行きについては、原材料価格や

物価の高騰、為替変動、インバウンド回復等の複合的な影響などを注視していく必要がある。」とされています。

三重県の経済概況は、「緩やかに持ち直している。」となっております。

- ④ 次に、資料4は、「東海3県の金融経済動向（2023年9月）」（日本銀行名古屋支店）で、【概況】は、「東海3県の景気は、持ち直している。

個人消費は、緩やかに持ち直している。

公共投資は、高めの水準で推移している。

設備投資は、増加している。

住宅投資は、弱い動きとなっている。

輸出と生産は、持ち直している。

雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている。

金融環境をみると、東海3県の金融機関（国内銀行、信用金庫）の預金および貸出は、前年を上回っている。貸出約定平均金利は、新規は横ばい圏内の動きとなっている。また、ストックは引き続き低下傾向にある。

企業倒産は、感染拡大前の景気の水準となっている。」となっております。

- ⑤ 資料5は、本年審議をお願いしている電気機械器具製造業に係る年次別決定状況です。

去年は、25円、率で2.70%アップで金額が952円となったところでございます。

12月21日からの発効となっております。

- ⑥ 資料6は、金額改正の必要性をご審議いただくにあたり、参考人意見聴取をアンケート形式で行い、対象事業場から回答いただいたものです。

- ⑦ 資料7は、平成14年度の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告文書でございます。

先程、部会長のご発言にもありましたが、「特定最低賃金は、労使のイニシアティブ発揮により設定されるという性格である。」旨が記載されております。

- ⑧ 資料8は、「令和5年最低賃金に関する基礎調査の概要」です。

この調査の目的については、調査の概要1ページ 1.の通りですが、審議会、専門部会においては、主に影響率、未満率を見てくださいと総括表のデータとなる資料になります。

(部会長)

ありがとうございます。

いつもながら膨大な資料でございますので、すぐにご質問・ご意見が見当たれば、この場で事務局からご回答いただけるかと思えますし、また、後日何かご質問等出てきましたら是非ご質問いただければと思えます。今はよろしいですか。

— 意見なし —

資料説明は以上とし、金額検討に入りたいと思えます。

審議の進め方ですが、従来と同様であれば、労・使が分かれてご検討いただき、それぞれの立場を固めていただきながら、その結果を公益委員がお聞きするというようなことになります。

この進め方でよろしゅうございますか。

— 異議なし —

はい、ありがとうございます。

ご意見なさそうでございますので、そのようにさせていただきたいと思えます。

分かれていただく前に、労使それぞれのご意見をお伺いしたいと思えます。

如何でしょうか。労側どうでしょうか。

(浅野委員)

労側です。本年もよろしくお願ひします。

まずは、今回の電気機械器具製造業の特定最低賃金の審議が行われるということで、必要性ありとの判断となったことに関しまして、ありがたいことだと思っております。

労側の今後の審議の考え方ですけれども、まず最低賃金の意義目的というところです。1つ目は労働条件の改善を図るという点、2つ目は労働者の生活の安定・労働力の質的向上及び事業の公正な競争の関与に寄与するという点、3つ目は国民経済の健全な発展に寄与するという点。これは最低賃金法第1条に記載されているものを箇条的に話をさせていただきましたが、この3点を基本として本審議に臨んでいきたいと思えます。

そしてもう1点、最低賃金（改定）の意向表明に関する同意書に関して少しお話をさせていただきます。各使用者側・公益側一部ずつという形で資料を配布させていただきました。

こちらは、労働組合を通じまして、会社側に最低賃金の意義目的・最低

賃金の審議の必要性というものを説明させていただきまして、最低賃金（改定）の意向表明の同意というものをお願いさせていただきました。

配布した資料のように多くの会社からは同意をいただいたということで、組織人数ベースでいくと61%のところから同意をいただいたということになっております。

この資料に関してですけれども、本会議のみでの使用ということで会社側にも説明しておりますので、他の会議等での使用やコピーをすることは遠慮いただきたいと思います。

そして、提出が今回なかった会社ですけれども、不同意ということではなく、事業所として判断が難しい、本社への確認が必要だということから提出が間に合わなかった組織が大半となります。

このように多くの会社から最低賃金（改定）の意向表明の合意をもらっていることから電気機械器具製造業の特定最低賃金の審議は必要だということを労働者側委員も含めて参加のメンバーは改めて認識していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、その認識の上で金額の審議というものをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

（議長）

はい、ありがとうございます。使用者側の委員どうぞ。

（大西委員）

特にありません。

（部会長）

それでは一旦、休会といたしまして、これから、労・使それぞれに分かれてご検討していただき、金額検討をお願いいたします。

それぞれの検討結果を伺いに行かせていただきたいと思いますので、15分くらいお時間あればよろしいですかね。まずは労側からお伺いさせていただきます。

それでは事務局の方からご案内をお願いいたします。

（指導官）

それでは、傍聴人の方に一旦退出していただきます。

— 傍聴人退出 —

（室長）

それでは、ご案内をさせていただきます。

労働者側は3階の「会議室」

使用者側は4階の「労働基準部長室」

に用意させていただいております。

使用者側委員は指導官、労働者側委員は私が、ご案内させていただきます。よろしくお願ひします。

－ 労使個別協議会場へ －

－ 全体会議場へ集合 －

(部会長)

それでは、全体会議を再開いたします。

双方に分かれていただき、金額検討をお願いしました。

双方のご意見を伺って参りましたが、合意にはもう少しお時間をかけた方がよろしいかと判断をさせていただきました。

本日のところは時間もまいりましたので、これにて閉会させていただきますと思います。

冒頭でも申し上げましたように、部会は予備日を含め4回まで設定されていますが、一応4回目というのは予備日となっておりますので、次回の第3回で結審できますよう、労使双方にさらに歩み寄っていただき、ご議論をお願いしたいと思います。

次回は、10月12日(木)午前10時00分から、場所は本日と同じ地下共用会議室です。

参集をよろしくお願ひします。

一週間ございますが、しっかりとご相談いただいて実りある第3回目の審議とさせていただきますと思いますのでよろしくお願ひします。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上